

補助金交付の流れ

◎補助金を申請する前に、環境省が発行している「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」をご一読いただき、近所への影響を検討したうえで申請ください。

①交付申請（申請者が行う）

- 交付申請書を記入し、申請に必要な書類を添付し提出してください。（申請書は農林課窓口でもらえます。HPからもダウンロードできます）

☆申請に必要な書類等

チェック	書類
	いすみ市木質バイオマス活用事業補助金交付申請書
	補助対象経費の内訳が明記されている見積書
	ストーブ等の仕様等が確認できるカタログ
	ストーブ等の設置予定平面図（離隔距離を記入すること）
	ストーブ等の設置予定箇所写真
	市税等の納税状況が確認できる納税証明書（申請書の同意欄に同意があれば市で調べます）
	誓約書

☆必須ではないが用意してほしい書類等

	煙突の設置立面図
--	----------

- 事業を始める**10日前まで**には交付申請書の提出をしてください。

②審査・交付決定（農林課が行う）

- 提出された交付申請書と添付書類を審査します。状況により現地を確認する場合があります。審査の結果、内容が適正であれば、市からいすみ市木質バイオマス活用事業補助金交付決定通知書を送付します。
- 交付決定までに1週間程度かかる場合があります。

③事業開始（業者が行う）

- **補助金交付決定通知書が届いたら事業を始めてください。**補助金交付決定前に始めた場合は補助金の対象とはなりません
- 事業の変更・中止・廃止をする場合には農林課までご相談ください。
- 事業は補助金交付決定した年度内に完了してください

④事業完了・実績報告（申請者が行う）

- 事業が完了し、設置費等の支払いが終わったら実績報告書を記入し、実績報告に必要な書類を添付し提出してください。（交付決定通知書の送付時に実績報告書も一緒に送付します。HPからもダウンロードできます。）

☆実績報告に必要な書類等

チェック	書類
	いすみ市木質バイオマス活用事業実績報告書
	ストーブ等の設置後及び稼働中の写真
	領収書又は支出を証する書類

- 事業が完了した日から**30日以内または当該年度の3月31日まで**に提出してください。

⑤審査・交付確定（農林課が行う）

- ・提出された実績報告書と添付書類を審査し、現地確認を行います。審査の結果、内容が適正であれば、市からいすみ市木質バイオマス活用事業補助金交付確定通知書を送付します。

⑥請求書提出（申請者が行う）

- ・交付確定通知書が届いたら、いすみ市木質バイオマス活用事業補助金交付請求書を提出してください。（交付決定通知書の送付時に交付請求書も一緒に送付します。HPからもダウンロードできます。）
- ・**振込口座名・口座番号は正しく記載**してください。誤りがあった場合は振込が遅れる場合があります。

⑦補助金振込（農林課が行う）

- ・提出された交付請求書の内容を確認し、指定された口座に補助金を振り込みます。
- ・振込予定日をお知らせしますので、通帳記帳でご確認ください。

ご近所への配慮を忘れずに！

地球温暖化対策や再生可能エネルギーへの関心の高まりや、炎の癒し効果を求めて、薪や木質ペレットなどの木質バイオマスを燃料とするストーブ等の普及が進んでいます。しかし、取扱方法を誤ると、有害物質を含む排ガスが排出され、家族や近隣の方々の健康に悪影響を及ぼしたり、火災や煙による近隣とのトラブルに発展することがあります。

正しい使用を心がけ、周囲から憧れられるストーブライフを送りましょう。

【地球にやさしい使い方5か条】

- ①よく乾いた無垢の燃料を使いましょう
- ②熱効率の高いストーブを選び、正しく設置して性能を発揮させましょう
- ③可燃物からの離隔距離を守って、火事を起こさないよう注意しましょう
- ④こまめに清掃し、シーズンオフには点検しましょう
- ⑤ストーブの煙やにおいがご近所の迷惑にならないようにしましょう
(煙突や廃棄等の先端は窓や人から十分離しましょう)

出展 環境省発行「木質バイオマスストーブ環境ガイドブック」